

# 国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン

(抜粋)

2013 年 3 月

国 土 交 通 省  
大 臣 官 房 地 方 課  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課

### 3. 総合評価の方法

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法は、大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議の結果として、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年3月27日付け建設省会発第172号）及び「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙）にその原則が定められている。また、総合評価管理費を計上しない現行の評価方法については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号）に定められており、本ガイドラインにおいては、これらの規定に基づき、その具体的な評価の考え方を記載する。

#### 3-1 評価値の算出方法

施工能力評価型、技術提案評価型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用している。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 加算点：表2-9のとおりとする。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

#### 3-2 加算方式及び除算方式の特徴

評価値の算出方法の基本的な考え方としては、加算方式と除算方式がある。現在国土交通省の総合評価落札方式においては、財務省との包括協議により、評価値の算出方法として除算方式を採用しているが、加算方式による評価値の算定は、上記の包括協議の範囲を逸脱することから、その採用にあたっては事前に財務省との個別案件毎の協議を行う必要があることに留意する必要がある。

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される

場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る場合などに適用が考えられる方式である。一方、除算方式における評価値は、VFM(Value for Money)の考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る場合などに適用が考えられる方式である。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用を図ることも考えられる。なお、加算方式の適用については、今後の実施状況を踏まえ、引き続き検討が必要である。

いずれの方式においても、技術評価点については、各発注者が工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて適切に設定することが重要である。加算方式において価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合や、除算方式において標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合には、工事の品質が十分に評価されない結果となることに留意する必要がある。

## (1) 加算方式

### ① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

### ② 価格評価点の算出方法の例

- $A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して高くなることから低価格入札を助長する恐れがある。例えば、次式のように入札価格が調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる等の方法も考えられる。

- $A \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$  ( $\alpha < 1$  とする。)

### ③ 技術評価点の設定の考え方

- 価格評価点に対する技術評価点の割合は工事特性に応じて適切に設定する。

### ④ 特徴

- 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。
- 加算方式は、得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する特徴を有している。
- したがって、加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上（得点率の向上）と施工コスト縮減（入札率の低下）のバランスがとれた応札が期待できる。

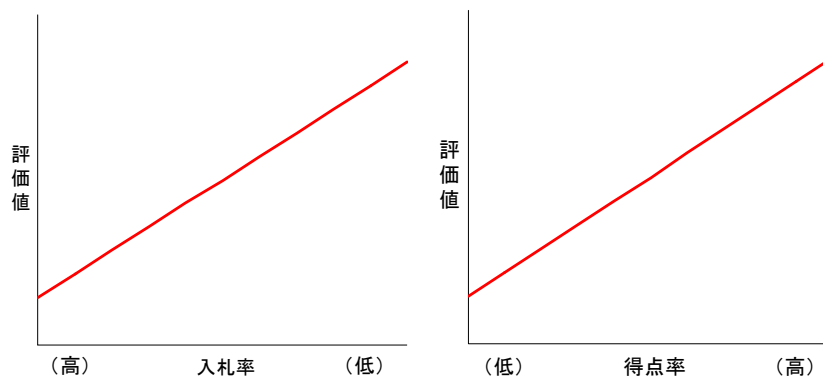


図 3-3-1 加算方式の評価値

## (2) 除算方式

### ① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

### ② 技術評価点の設定の考え方

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 加算点：表 2-9 のとおりとする。
- 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することが望ましい。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

### ③ 特徴

- VFMの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
- 除算方式は、得点率を上げて評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する特徴がある。
- したがって、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げる方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上（得点率の向上）よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札（入札率の低下）を行う傾向が強くなる。

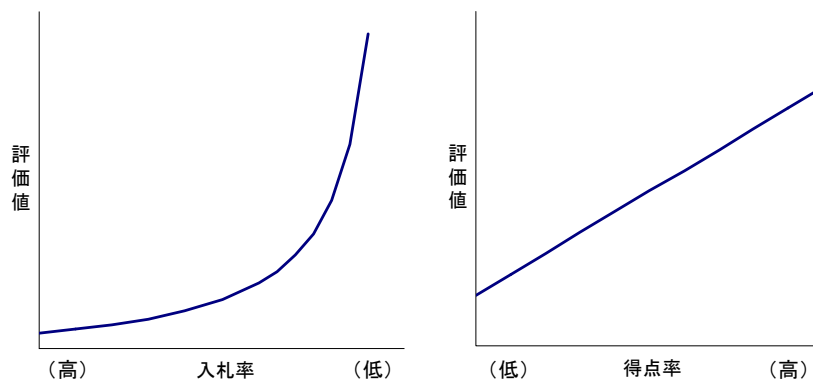


図 3-3-2 除算方式の評価値